

# 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

## 任期付職員退職手当規程

制定 平成 18 年 4 月 1 日 18 規程第 11 号

一部改正 平成 18 年 12 月 1 日 18 産技総総第 471 号

一部改正 平成 30 年 11 月 30 日 30 産技総総第 617 号

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター任期付職員就業規則（18 規程第 2 号。以下「任期付職員就業規則」という。）第 42 条の規定に基づき、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）と期間の定めのある雇用契約を締結した職員（以下「任期付職員」という。）の退職手当に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

**第 2 条** この規程の規定による退職手当は、任期付職員が退職した場合に、その者（死亡した場合にはその遺族）に支給する。

(退職手当の支払)

**第 3 条** この規程の規定による退職手当は、法令、その他都産技研の規程類に別段の定めがある場合又は労使協定に基づく場合を除き、その全額を通貨で直接この規程の規定によりその支給を受けるべき者に支払わなければならない

い。ただし、支給を受けるべき者の申し出に基づき、その者が希望する金融機関の本人名義の口座に振込みの方法によって、支払うことができる。

- 2 次条の規定による退職手当は、任期付職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合及びその他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の支給額)

**第4条** 任期を満了し、又は任期の途中で契約が解約され退職した者に対する退職手当額は、退職した日におけるその者の習熟給額に、その者の勤続期間1年につき1月分を乗じた額を支給する。

- 2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）又は死亡によらず、その者の都合により任期の途中で退職した者に対する退職手当の額は、同項の規定により計算した額に100分の60の割合を乗じて得た額とする。

(諭旨退職の退職手当)

**第5条** 理事長は、任期付職員就業規則第55条第二号の規定により諭旨退職した場合の退職手当の額については、全部又は一部を減額した額をもって支給する。

(退職手当の端数処理)

**第6条** この規程の規定により計算した退職手当の額（第9条第3項の場合は人数によって等分した額）に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切

り捨てる。

(勤続期間の計算)

**第7条** 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、雇用契約期間中の在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、契約した日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 前2項の規定による在職期間のうち次に掲げる現実に職務を執ることを要しない期間のある月（現実に職務を執ることを要する日のあった月を除く。）が一以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数を前2項の規定により計算した在職期間から除算する。

一 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター人事規程（18規程第4号。以下「人事規程」という。）第22条第1項第一号の規定による休職（業務上の傷病又は通勤による傷病による休職を除く。）

二 人事規程第22条第1項第二号の規定による休職

三 人事規程第22条第1項第三号の規定による休職

四 任期付職員就業規則第56条第三号の規定による出勤停止

五 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター育児休業、介護休業等に関する規程（18規程第9号）第4条の規定による育児休業

4 第1項及び第2項の規定による在職期間のうち地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター育児休業、介護休業等に関する規程（18規程第9号）第4条の規定による育児休業により現実に職務を執ることを要しない期間のある月（現実に職務を執ることを要する日のあった月を除く。）が一以上あったときは、その月数の3分の1に相当する月数を第1項及び第

2項の規定により計算した在職期間から除算する。

5 第1項から第3項までの規定による在職期間のうち次に掲げる現実に職務を執ることを要しない期間のある月（現実に職務を執ることを要する日のあった月を除く。）又は人事規程第22条第1項第四号の規定による休職があったときは、その月数の全期間を第1項から第3項の規定により計算した在職期間から除算する。

一 職業就業規則第39条の規定による専従休職

二 人事規程第22条第1項第四号の規定による休職

三 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター配偶者同行休業に関する規程（30産技総総第617号）第3条の規定による配偶者同行休業

6 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第4条第1項（傷病による退職又は死亡に係る部分に限る。）、第5条又は第6条第1項の規定による退職手当を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

（退職手当の支給制限）

**第8条** 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

一 任期付職員就業規則第56条第1項の規定による懲戒解雇処分を受けた者

二 退職した日から支給日までの間において、在職期間中の行為につき、懲戒解雇に相当する事由が発見された者

（遺族の範囲及び順位）

**第9条** 第2条に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしないが、任期付職員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
  - 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で任期付職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者
  - 三 前号に掲げる者のほか、任期付職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族
  - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

（遺族からの排除）

**第10条** 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- 一 任期付職員を故意に死亡させた者
- 二 任期付職員の死亡前に、当該任期付職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

（退職手当の返納）

**第11条** 退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期

間中の行為につき懲戒解雇又は諭旨退職を受ける事由に相当する事実が明らかになったときは、その支給をした退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

- 2 前項の規定により返納させるべき退職手当の額の範囲、返納の手続その他返納に関し必要な事項は、理事長が決定する。

(規程の実施)

**第12条** この規程の実施のための手続きその他必要な事項は理事長が定める。

**附 則**

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

この規程は、平成31年1月1日から施行する。